

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成17年9月15日(2005.9.15)

【公開番号】特開2003-306169(P2003-306169A)

【公開日】平成15年10月28日(2003.10.28)

【出願番号】特願2002-109826(P2002-109826)

【国際特許分類第7版】

B 6 2 D 25/08

B 6 0 K 37/00

B 6 0 R 16/02

【F I】

B 6 2 D 25/08 J

B 6 0 K 37/00 E

B 6 0 K 37/00 Z

B 6 0 R 16/02 6 2 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月30日(2005.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両のインストルメントパネルを補強するとともに、大径中空部と小径中空部を有するリインホースメントであって、前記大径中空部及び前記小径中空部の外周面には、それぞれ車幅方向に延在する凹部が形成されており、前記大径中空部の凹部の深さは、前記小径中空部の凹部の深さよりも浅いことを特徴とするインストルメントパネルのリインホースメント。

【請求項2】

前記大径中空部及び前記小径中空部に形成されている前記凹部に、電装部品に接続するハーネスが収容されることを特徴とする請求項1に記載のインストルメントパネルのリインホースメント。

【請求項3】

前記大径中空部及び前記小径中空部は、金属素材により一体成形されており、前記大径部はステアリングが支持されることを特徴とする請求項1又は2に記載のインストルメントパネルのリインホースメント。

【請求項4】

車両のインストルメントパネルを補強するとともに、大径中空部と小径中空部を有するリインホースメントであって、

前記大径中空部及び前記小径中空部の外周面には、それぞれ車幅方向に延在する凹部が形成されており、

前記大径中空部に形成されている前記凹部における開口部と底部との距離は、前記底部と、前記凹部と反対側に位置する前記大径中空部の側面部との前記凹部の深さ方向における距離よりも短く、

前記小径中空部に形成されている前記凹部における開口部と底部との距離は、前記底部と、前記凹部と反対側に位置する前記小径中空部の側面部との前記凹部の深さ方向における距離よりも長いことを特徴とするインストルメントパネルのリインホースメント。

**【手続補正2】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0006**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0006】****【課題を解決するための手段】**

上記した技術的課題を解決するため、本発明は、請求項1に記載のように、車両のインストルメントパネルを補強するとともに、大径中空部と小径中空部を有するリインホースメントであって、前記大径中空部及び前記小径中空部の外周面には、それぞれ車幅方向に延在する凹部が形成されていることを特徴とするインストルメントパネルのリインホースメントとした。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

また、大径中空部の凹部の深さは、小径中空部の凹部の深さよりも浅いことが望ましい。これにより、大径中空部にもハーネスを収容することができるとともに、凹部の深さを調整することにより、大径中空部と小径中空部を1つの中空管から製造することも可能である。従って、請求項3に記載のように、大径中空部及び小径中空部を、金属素材により一体成形することも可能となる。